

生活保護法による
介護扶助の手引

(指定介護機関用)

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局社会福祉課

令和 6 年 4 月

目 次

第 1 生活保護のあらまし

1. 生活保護制度
2. 介護扶助
3. 生活保護受給者と介護保険の被保険者の関係

第 2 介護扶助の概要

1. 介護扶助の対象者及び給付対象の範囲
2. 介護扶助の費用負担
3. 介護保険制度と生活保護制度の関係について

第 3 介護扶助の申請から決定まで

1. 介護扶助の申請
2. 決定の手続き
3. 介護サービス計画と介護扶助の給付
4. 介護券の発行

第 4 介護報酬の請求手続

1. 介護報酬の請求
2. レセプトの記入上の留意点
3. 介護報酬請求権の消滅時効

第 5 指定介護機関の義務

1. 介護担当
2. 指導等
3. 届出

第 6 他法他施策の活用

第 7 指定申請と届出について

1. 指定申請
2. 届出… 指定介護機関指定申請書・届書様式
指定介護機関指定申請書・届書記載例

第 8 福祉事務所等との連携・協力について

1. 福祉事務所等との連携
2. 被保護者の異動の連絡
3. 居宅介護支援事業者への情報提供及び居宅介護支援計画の写しの交付要請

第 9 関係通知

1. 指定介護機関介護担当規程
2. 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

第 10 県内福祉事務所等一覧表

第1 生活保護のあらまし

1. 生活保護制度

生活保護法は、日本国憲法第25条の理念に基づいて国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すると共に自立できるよう指導援助することを目的とした制度です。

(1) 保護の種類

保護の種類は、生活扶助をはじめ教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種類の扶助からなり、生活の全てを対象としています。

(2) 保護の補足性

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われています。そのため、他の法律、制度で活用できるものがあれば、生活保護に優先して適用します。

(3) 制度の運営

この制度は、市部においては福祉事務所、郡部においては振興局（以下、「福祉事務所等」という。）が取扱い、要保護者の居住地（居住地がないか、又は明らかでない者については現在地）を所管する福祉事務所等が保護の決定と実施に関する事務を行っています。

2. 介護扶助

介護扶助は、保護の種類の一つで必要な介護サービスを必要に応じて給付するものです。

(1) 介護保険法の創設に伴い、平成12年4月から生活保護受給者への最低生活保障の内容として介護扶助が加わりました。

(2) 介護扶助は、原則として生活保護法により指定された指定介護機関から現物給付します。

(3) 生活保護受給者へ介護サービスを提供する事業者は、介護保険法と生活保護法の二重の指定が必要となります。

(4) 介護サービスの提供にあたっては、介護機関と福祉事務所等が密接に連携を取り、被保護者に対して必要な指導援助を行います。

3. 生活保護受給者と介護保険の被保険者の関係

介護保険法による被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）とされており、生活保護受給者もこの受給要件に該当する限りにおいて介護保険の被保険者となります。

	40歳～65歳未満の生活保護受給者	65歳以上の生活保護受給者
医療保険の被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者
医療保険未加入者	介護保険の被保険者以外の者 ※生活保護受給者の大多数は、医療保険未加入（国民健康保険の適用除外）のためこの者に該当する。	

第2 介護扶助の概要

1. 介護扶助の対象者及び給付対象の範囲

(1) 対象者

生活保護受給者で、介護保険法に規定する要介護者及び要支援者の状態にある者

(2) 給付対象となる範囲

介護保険の給付対象となる介護サービスと同範囲

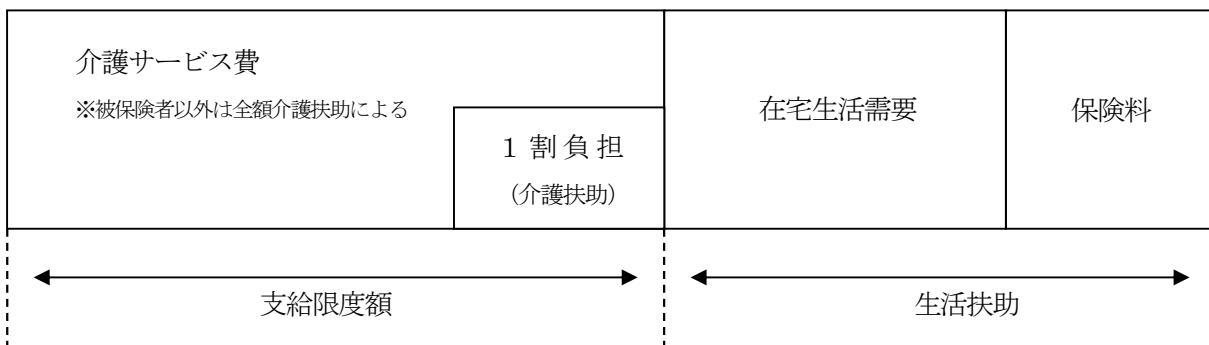
2. 介護扶助の費用負担

介護保険の被保険者である場合には、補足性の原理により介護保険給付が優先し、自己負担部分（1割）が介護扶助の給付対象となります。

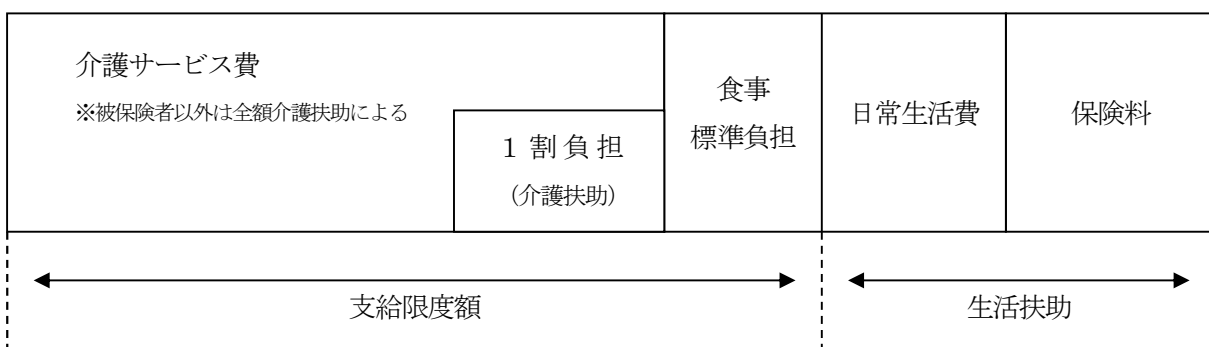
介護保険の被保険者以外の者の場合には、介護扶助により10割全額を給付します。

日常生活に必要な費用及び保険料が必要な者については生活扶助により給付します。また、障害者施策等他に適用される法がある場合、優先してこれらを活用し、不足する分について介護扶助を給付します。

(1) 居宅サービスの場合



(2) 施設サービスの場合



3. 介護保険制度と生活保護制度の関係について

		① 65歳以上 (第1号被保険者) 〔介護保険法 第9条1号〕	② 40歳以上65歳未満 (第2号被保険者) 〔介護保険法 第9条2号〕	③ 40歳以上65歳未満 医療保険未加入のため介護保険 の被保険者とならない者で特定 疾病による要介護（要支援）状 態にある被保護者
保険料 (介護保険法第129条)	介護保険 の取扱い	ア 月額1万5千円以 上の老齢年金等受給者 は年金から特別徴収 (天引き) イ ア以外は普通徴収	健康保険の保険料と一体徴 収。納付金として各医療保 険者が納付。	
	生活保護 の対応	ア 年金から特別徴収さ れる場合は年金収入か ら控除 イ ア以外は生活扶助の 加算 ＊ 生活保護の実施機関 による代納あり (生活保護法第37条の 2)	勤労（被用）収入から控除。	
(利用者負担) 1割負担 ＋ 食費の負担限度額 (施設のみ) (介護保険法 第41条等)		介護扶助 〔生活保護法 第15条の2〕	介護扶助 〔生活保護法 第15条の2〕	介護扶助 (10割負担) 〔生活保護法 第15条の2〕
(施設入所者) 日常生活費		生活扶助 〔介護施設入所者 基本生活費〕	生活扶助 〔介護施設入所者 基本生活費〕	生活扶助 〔介護施設入所者 基本生活費〕

第3 介護扶助の申請から決定まで

1. 介護扶助の申請

介護扶助を受けたい要保護者は、まず福祉事務所等に対して保護（介護）の申請をする必要があります。保護の申請は、新規の場合は「保護申請書」を、既に他の扶助を受給している場合は「保護変更請書」に居宅介護支援計画の写し（被保険者が居宅介護を申請する場合に限る。）を添付し、介護保険の被保険者である資格の有無等を記載して、提出する必要があります。

2. 決定の手続き

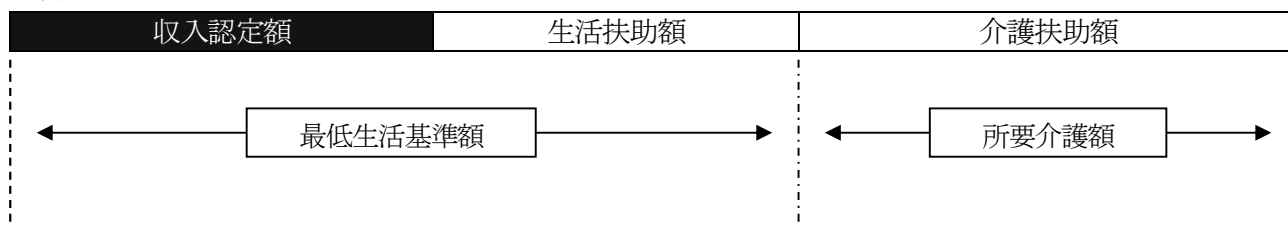
保護申請書等の提出を受けた福祉事務所等は、居宅介護に係る介護扶助の程度が介護保険法に定める居宅介護サービス費等の支給限度額の範囲内であるか、介護扶助の適用すべき期日、介護扶助に優先して活用されるべき他法他施策による給付の有無などを判断して介護扶助による給付を決定します。

〈介護扶助の決定〉

初めて保護を受けようとする場合、その世帯の収入と最低生活費（介護費を含む）を対比して決定します。

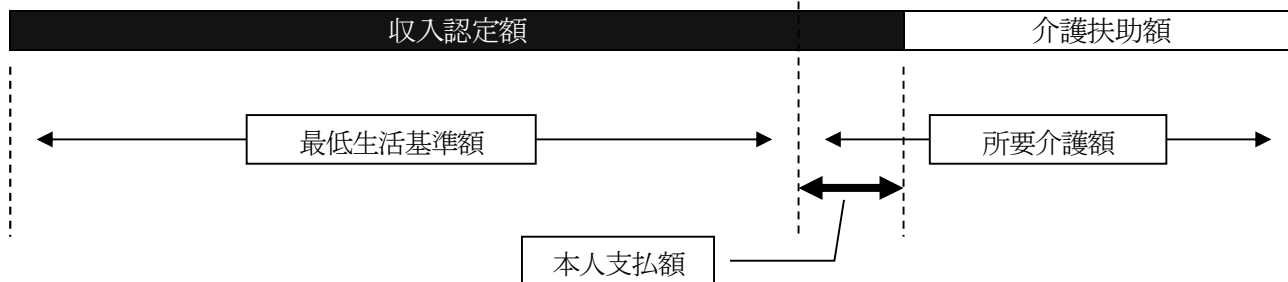
ア 生活扶助と介護扶助が併給になる場合

例1



イ 介護扶助のみの単給の場合

例2



なお、初めて保護受給になる場合は、調査のため多少の日時を要します。

また、要介護認定結果の出るまでの間に、介護扶助の申請があった場合には、介護保険と同じ暫定居宅サービス計画による給付で対応することとなります。

〈生活保護受給者の要介護認定〉

第1号及び第2号被保険者である生活保護受給者は、介護保険の被保険者として要介護認定が行われます。

介護保険の被保険者以外の者の要介護認定は、福祉事務所等から市町村の介護認定審査会に委託して行い、福祉事務所等が要介護認定を行います。

3. 介護サービス計画と介護扶助の給付

- (1) 生活保護法の指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者に委託して、介護サービス計画を作成します。
- (2) 生活保護受給者においては、支給限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となることから認められません。よって、生活保護の指定を受けた居宅介護支援事業者は、支給限度額を超える介護サービス計画及び支給限度額を超えると見込まれる暫定介護サービス計画を作成できません。
- (3) 介護サービス計画費は、介護保険の被保険者については介護保険から給付されます。被保険者以外の者の介護サービス計画費については、介護扶助から給付します。

4. 介護券の発行

介護扶助の給付が決定された場合は「介護券」（介護扶助対象であること及び本人支払額等を証する書類、様式第3号）が発行されます。介護券の種類は、介護サービスの種類等を問わず1種類であり、また、介護券は暦月を単位として発行し、有効期間を記入していますので、その期間にご注意下さい。

なお、介護券は福祉事務所等から「給付券送付書」を添付し直接送付しますが、同封の「給付券受領書」をすみやかに発行した福祉事務所等に返送して下さい。

第4 介護報酬の請求手続

1. 介護報酬の請求

介護報酬の請求にあたっては、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」（平成12年3月7日厚生省令第20号）等で定められた介護給付費明細書等（以下「レセプト」という。）を使用し、和歌山県国民健康保険団体連合会へ提出してください。

2. レセプトの記入上の留意点

レセプトの記入要領は、介護保険に準じますが、特に次のことに留意してください。

（1）有効な介護券の確認

被保護者の介護サービスの給付にあたって福祉事務所等が交付する介護券（居宅療養管理指導については、居宅介護サービス計画に記載されないため、介護券の交付を直接福祉事務所等にお問い合わせください。）を確認するとともに、介護券を有しない被保護者であって緊急を要する場合には、介護サービス提供後速やかに福祉事務所等に連絡し、介護券を受領の上で介護報酬を請求願います。

（2）介護券からレセプトへの必要事項の転記

介護券からレセプトへ必要事項を正確に転記願います。

この場合、特に受給者番号欄については、毎月異なる受給者番号を転記することとなるので、福祉事務所等が交付する介護券の受給者番号を確認し、正確に記入願います。

なお、施設サービス及びショートステイの請求書の記載方法については、下記ホームページを参照して下さい。

独立行政法人福祉医療機構ホームページ（WAM-NET）

[http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/e452fc284a079c8e4925707e00192b43/\\$FILE/siryou3.pdf](http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/e452fc284a079c8e4925707e00192b43/$FILE/siryou3.pdf)

（3）介護券の保管及び処分

介護券は、福祉事務所等における介護給付費公費受給者別一覧表の点検により疑義が生じ、資格確認等の照会を行う場合に必要となりますので、介護報酬の請求を行ってから1年の間は保管願います。

また、保管期間終了後は指定介護機関の責任の下、処分願います。

（4）本人支払額

本人が直接窓口で支払う額ですから、請求額から必ず控除して下さい。

なお、介護施設入所者（被保険者）で、食費に係る本人支払額が生じた者（本人支払額が施設介護費の利用者負担額＜15,000円＞を上回る場合、）について、本人支払額が施設介護サービス費で充当しきれる者の場合と同様に、福祉事務所等に請求することなく、和歌山県国民健康保険団体連合会に対して、公費請求すること。＜公費適用期間分の標準負担額から食費に係る本人支払額を控除して請求すること。＞

3. 介護報酬請求権の消滅時効

- ・介護保険給付分（9割分）・・・2年（介護保険法第200条第1項）
- ・生活保護介護扶助報酬請求分（1・2号被保険者の場合1割分、被保険者以外の者の場合10割分）
・・・5年（地方自治法第236条第1項）
- ・指定介護機関が被保護者に対して有する債権（本人負担分がある場合）
 - 指定介護機関が民間企業等の場合・・・5年（民法第166条第1項（令和2年4月1日より施行。））
 - 指定介護機関が公立の場合・・・5年（会計法第30条、地方自治法第236条第1項）

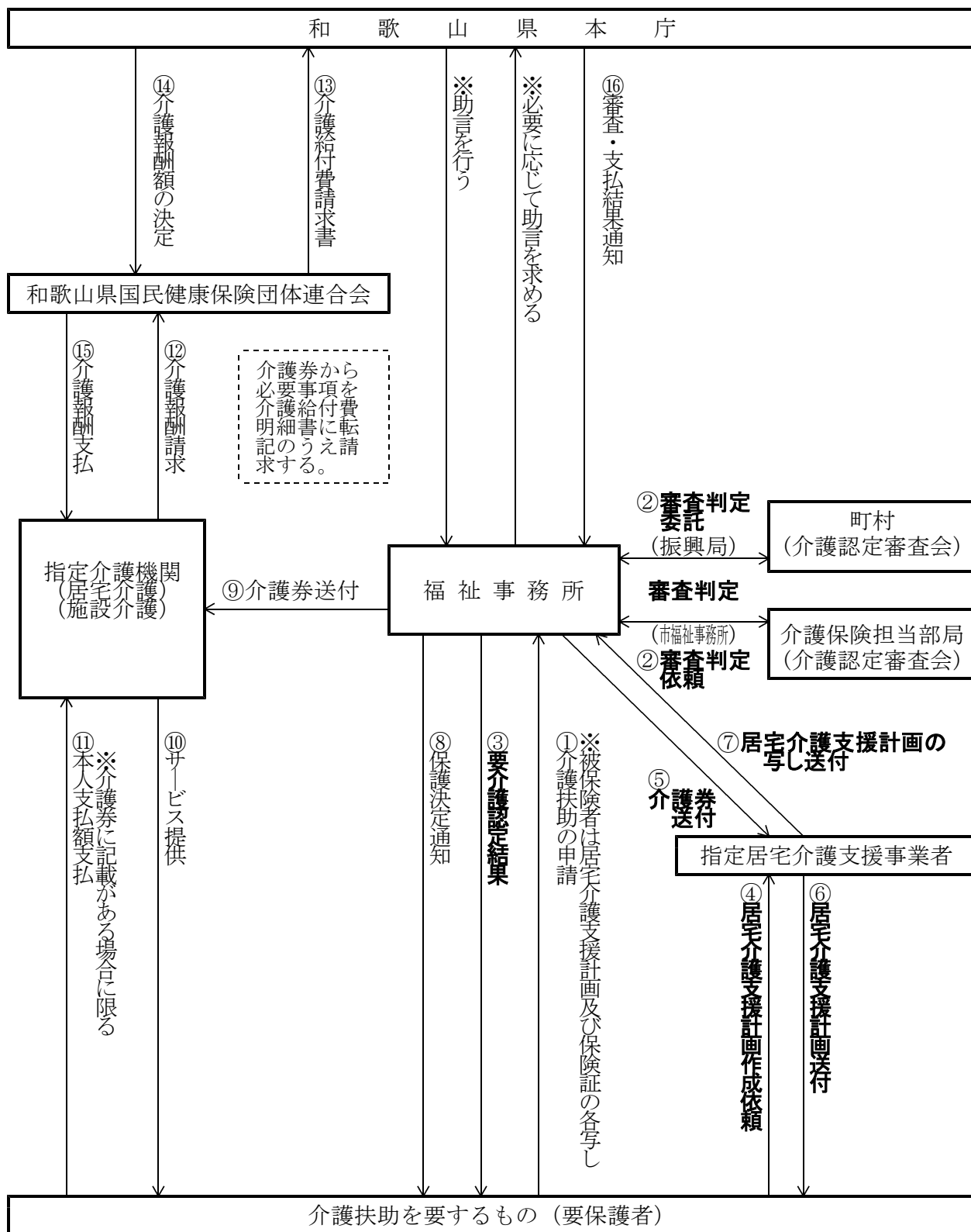
様式第3号

生活保護法介護券（ 年 月分）

公 費 負 担 者 番 号								有 効 期 間	日 か ら 日 ま で		
受 給 者 番 号								単 独 ・ 併 用 別	単 独 ・ 併 用		
保 険 者 番 号								被 保 険 者 番 号			
(フ リ ガ ナ) 氏 名								生 年 月 日		性 別	
								1. 明 ・ 2. 大 ・ 3. 昭 年 月 日生		1. 男 ・ 2. 女	
要 介 護 状 態 等 区 分	基本チェックリスト該当・要支援・1・2・要介護1・2・3・4・5										
認 定 有 効 期 間	令和 年 月 日 か ら							令和 年 月 日 ま で			
居 住 地											
指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号										
指 定 介 護 機 関 名	事業所番号										
居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	☐ 訪問介護 ☐ 訪問入浴介護 ☐ 福祉用具貸与 ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハ ☐ 通所介護 ☐ 通所リハ ☐ 居宅療養管理指導 ☐ 短期入所生活介護 ☐ 短期入所療養介護 ☐ 認知症対応型共同生活介護 ☐ 特定施設入居者生活介護 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 夜間対応型訪問介護 ☐ 地域密着型通所介護 ☐ 認知症対応型通所介護 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 地域密着型特定施設入所者生活介護							居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援		☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 第一号訪問事業 ☐ 第一号通所事業 ☐ 第一号生活支援事業	
								施 設 介 護		☐ 介護老人福祉施設 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護療養型医療施設 ☐ 介護医療院 ☐ 地域密着型介護老人福祉施設	
								居 宅 介 護 支 援 介 護 予 防 支 援 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援		☐ 居宅介護支援 ☐ 介護予防支援 ☐ 介護予防ケアマネジメント	
								本 人 支 払 額		円	
地区担当員名					取扱担当者名						
福祉事務所長 印											
備 考	介 護 保 険							あ り な し			
	そ の 他										

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。

介護扶助給付事務手続きの流れ



- (注) 1 **ゴシック体は被保険者以外の者(生活保護10割負担)に係る手続き**
2 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、居宅介護支援計画作成(居宅介護サービス受給者の場合)等の手続きが行われていることを前提としている。
3 被保険者で要介護認定、居宅介護支援計画の作成がされていない場合(居宅介護サービス受給者の場合)には、介護保険の保険者への要介護認定の申請、居宅介護支援計画の届出に併せて、介護扶助の給付についての申請が必要となる。

第5 指定介護機関の義務

指定介護機関は、福祉事務所等に代わって直接被保護者に介護の給付を行うこととなりますので、生活保護法による保護の趣旨を十分に理解するとともに次のことを守ってください。

1. 介護担当

「指定介護機関介護担当規程」及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」を参照してください。

2. 指導等

指定介護機関は被保護者の介護について知事の行う指導等を受ける場合があります。（生活保護法第50条第2項、第54条、生活保護法施行令第5条）

3. 届出

指定介護機関が届出を要する事由が生じたときは、当該介護機関の所在地を管轄する福祉事務所等に届け出てください。（生活保護法施行規則第10条、第14条及び第15条）

第6 他法他施策の活用

生活保護制度は、「保護の補足性」の原理により、他法他施策の活用を図った後、なお不足がある場合に初めて保護が適用されるもので介護扶助も例外ではありません。

公費負担医療等

下表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用になる者については、その公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額について、介護扶助が適用されます。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者総合支援法 (精神通院医療)	訪問看護、介護予防訪問看護	100%
障害者総合支援法 (更生医療)	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%
原爆被爆者援護法(一般疾病医療費の給付)	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人保健施設(食費及び居住費を除く。)、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%
被爆体験者精神影響等調査研究事業	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人保健施設(食費及び居住費を除く。)、介護療養型医療施設(食費及び居住費を除く。)	100%
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	訪問介護、介護予防訪問介護	100%
原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業	通所介護、短期入所生活介護(食費及び居住費を除く。)、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護(食費及び居住費を除く。)、介護老人福祉施設(食費及び居住費を除く。)、地域密着型介護老人福祉施設(食費及び居住費を除く。)、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	100%

第7 指定申請と届出について

☆ 平成26年7月以降に介護保険法の指定を受ける介護機関については、介護機関から別段の申し出がない限り生活保護法の指定を受けたものとみなされます。以下の介護機関が新たに生活保護法の介護扶助によるサービス提供を行う場合には、別途、生活保護法の指定申請を行う必要があります。

- ・介護保険法の指定を受ける際に、別段の申し出（生活保護法の指定を受けない旨の申し出）を行った介護機関。
- ・平成26年7月以前に介護保険法の指定を受けた介護機関。

1. 指定申請

新たに指定を受けようとする介護機関は、和歌山県社会福祉課ホームページに掲載または福祉事務所等に備え付けてある申請書に所定の事項を記載し、介護機関の所在地を管轄する福祉事務所等に提出することになっています。なお、みなし指定等については事業所の所在地を管轄する福祉事務所等にお問い合わせ下さい。

また生活保護法による指定申請を行う場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護支援給付を担当する介護機関の指定も、同時に行っていただくこととなっていますので、ご理解の程よろしくお願いします。

生活保護法の指定介護機関として指定を受けるためには、次の要件があります。

- ア その介護機関が介護保険法の指定（許可）を受けていること。
- イ その介護機関が介護扶助に関する事項を理解していて、指定介護機関としての義務を守ること。
- ウ 法による指定の取消を受けた介護機関にあつては、原則として取消の日から5年以上経過したものであること。ただし、法による指定取消と同一の事由により介護保険法による指定又は開設の許可が取り消された場合であつて、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定又は開設の許可がなされたときは、この限りではないこと。
- エ 特定施設入所者生活介護及び認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。

県知事は、この基準に合致した介護機関を指定したときは、指令書を交付するとともに、和歌山県報にその旨を登載します。

2. 届出

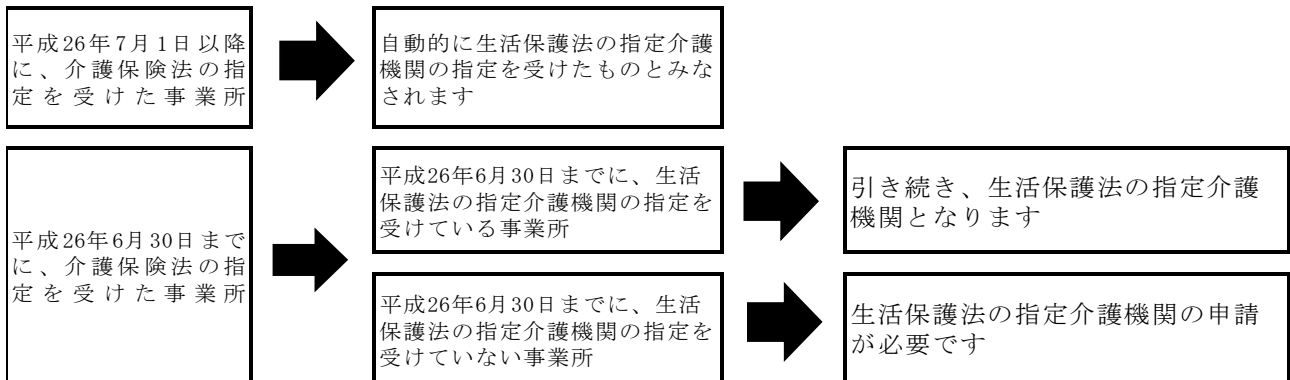
指定介護機関に次頁のような変更等が生じた場合には、届け出が必要です。指定を受けた後、変更等があれば福祉事務所等にご連絡いただき、届出を要するか否かご確認下さい。届出先は、指定申請と同様、介護機関の所在地を所管する福祉事務所等です。

指定介護機関の状況を正しく把握しておくためにもご協力よろしくお願いいたします。

平成26年6月末までに生活保護法の指定介護機関の指定を受けた介護事業所の方へ

参考資料

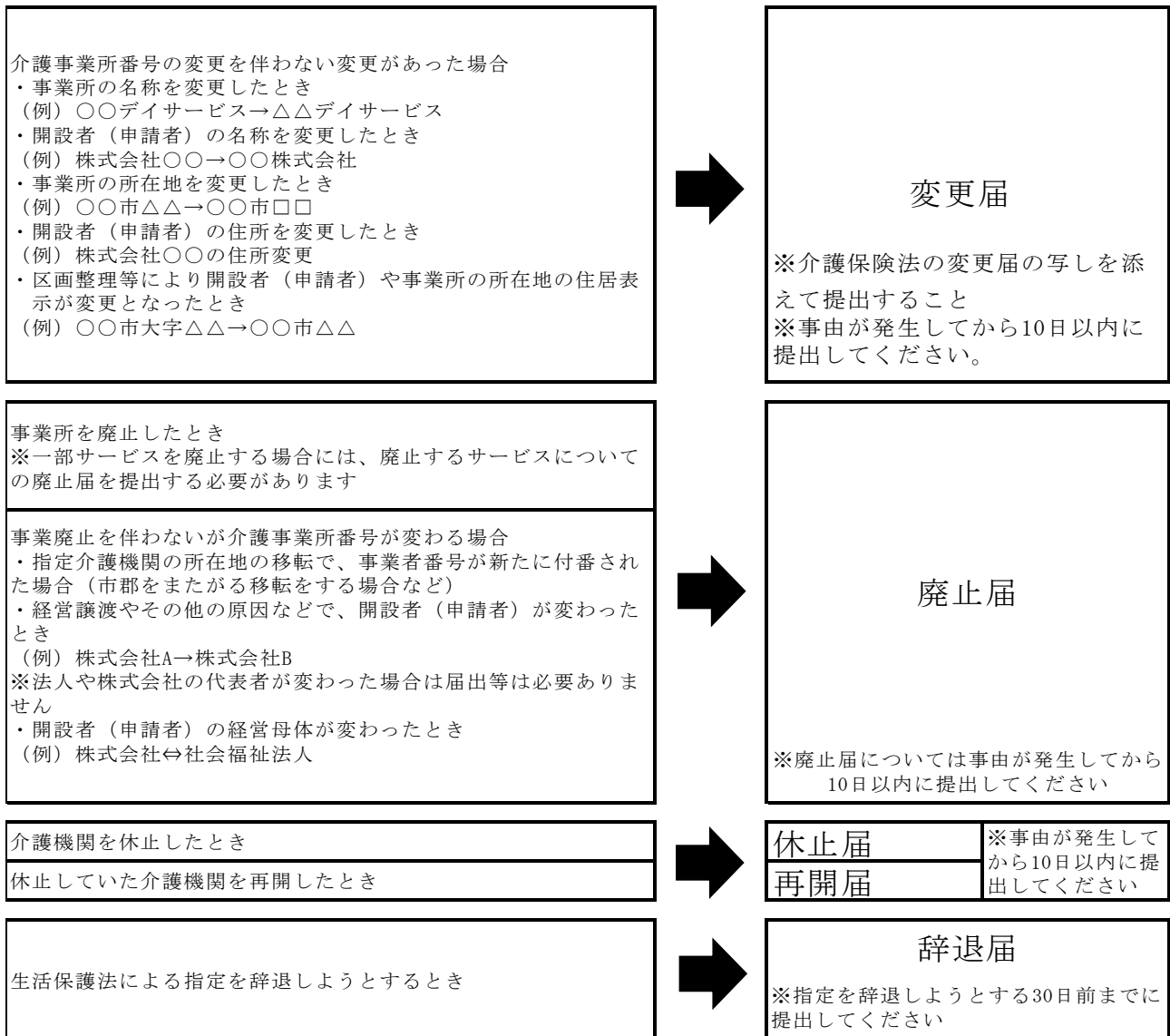
1. 介護機関の指定について



2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

(例)

(必要な届出)



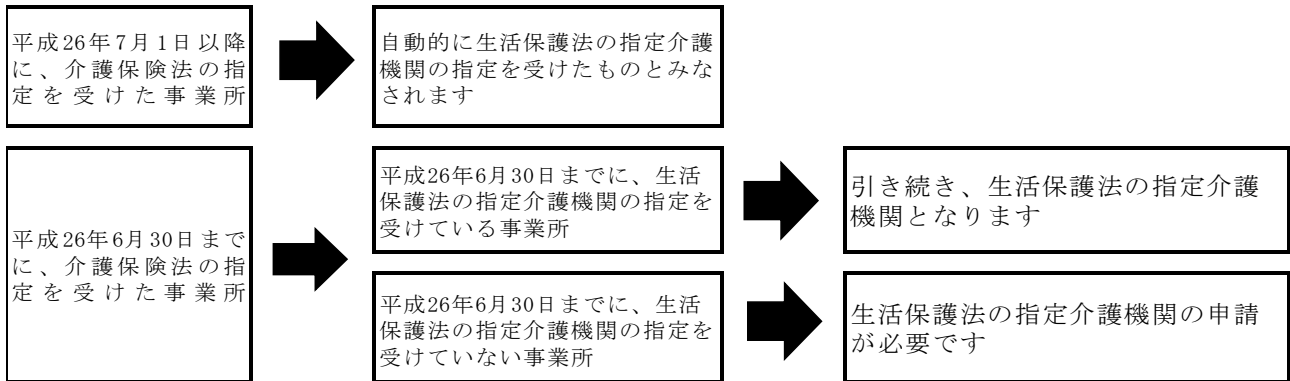
※事業所→介護サービスを提供する場所
※開設者(申請者)→事業所の経営母体

(例) ヘルパーステーション、訪問看護事業所など
(例) 株式会社、社会福祉法人

平成26年7月以降に介護保険法の指定介護機関の指定を受けた介護事業所の方へ

1. 介護機関の指定について

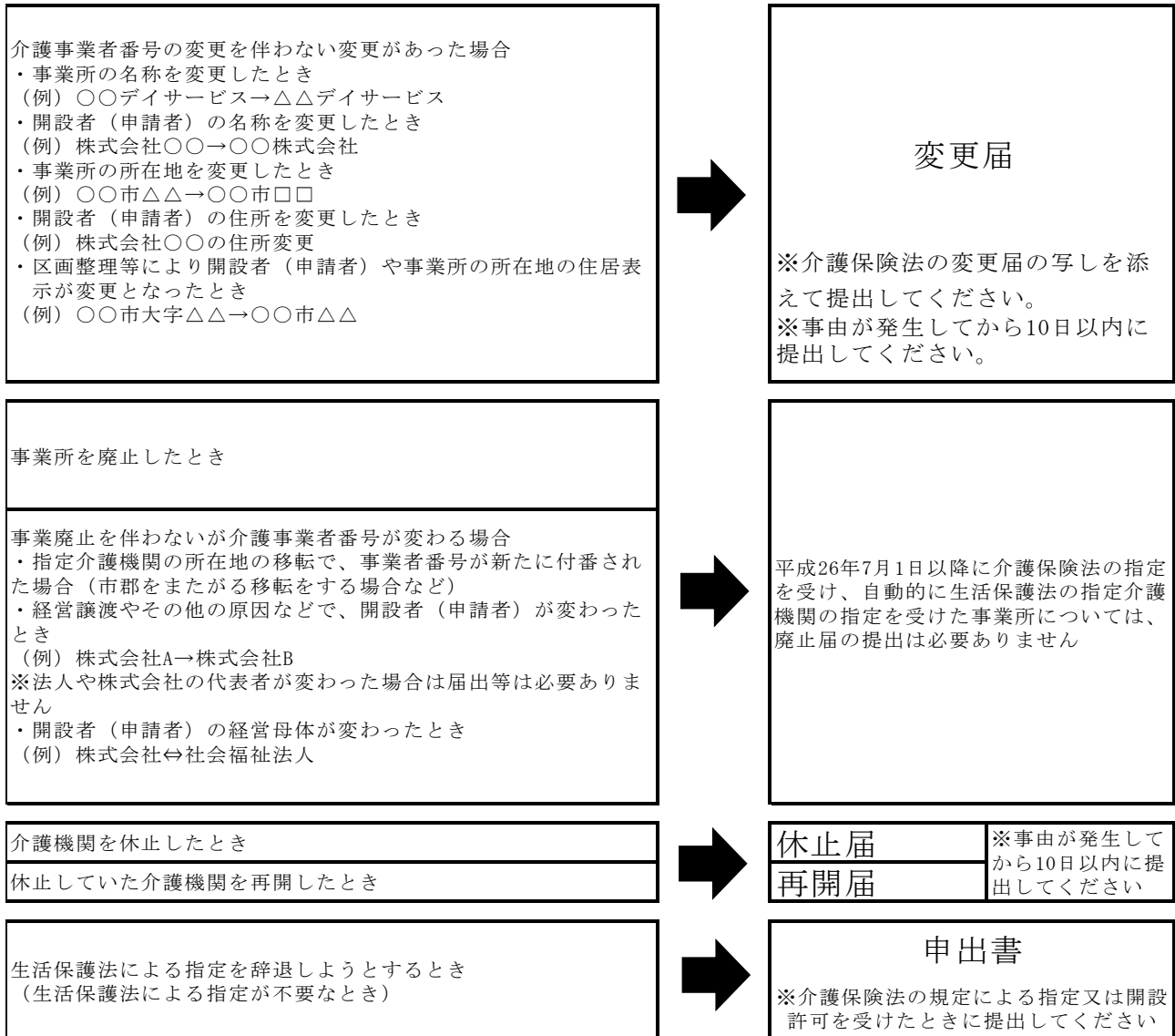
参考資料



2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

(例)

(必要な届出)



※事業所→介護サービスを提供する場所
※開設者(申請者)→事業所の経営母体

(例) ヘルパーステーション、訪問看護事業所など
(例) 株式会社、社会福祉法人

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所の名称											
事業所の所在地											
連絡先		電話番号				ファクシミリ番号					
管理者		(生年月日 年 月 日)									
医療機関コード等											
施設又は実施する事業の種類		事業等開始 (予定)年月日	既指定の 年 月 日	介護保険法の指定を受けている事業等							
				指定等年月日			介護保険事業者番号				
居宅介護	訪問介護										
	訪問入浴介護										
	訪問看護										
	訪問リハビリテーション										
	居宅療養管理指導										
	通所介護										
	通所リハビリテーション										
	短期入所生活介護 ※2										
	短期入所療養介護 ※2										
	特定施設入居者生活介護 ※1										
	福祉用具貸与										
	夜間対応型訪問介護										
	認知症対応型通所介護										
	小規模多機能型居宅介護										
認知症対応型共同生活介護 ※1											
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1											
居宅介護支援事業											
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設 ※2										
	介護老人福祉施設 ※2										
	介護老人保健施設 ※2										
	介護療養型医療施設 ※2										
特定福祉用具販売											
介護予防	介護予防訪問介護										
	介護予防訪問入浴介護										
	介護予防訪問看護										
	介護予防訪問リハビリテーション										
	介護予防居宅療養管理指導										
	介護予防通所介護										
	介護予防通所リハビリテーション										
	介護予防短期入所生活介護 ※2										
	介護予防短期入所療養介護 ※2										
	介護予防特定施設入居者生活介護 ※1										
	介護予防福祉用具貸与										
介護予防認知症対応型通所介護											
介護予防小規模多機能型居宅介護											
介護予防認知症対応型共同生活介護 ※1											
地域包括支援センター											
特定介護予防福祉用具販売											
入居に係る必要な利用料の額 (※1、※2の場合に記入)		※1 居住費(賃料) 円/月				※2 居宅の種類 () 居住費滞在費 円/日 食 費 円/日					

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(生年月日 年 月 日)

注意事項

- 1 この書類は、和歌山県知事あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。
- 4 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業等について、該当する欄にすべて「○」を記入してください。
- 6 「既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 8 「入居に係る必要な利用料の額」欄は※1、※2の事業の指定の場合に限り、それぞれ区別して記載してください。
- 9 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を記載してください。
- 10 例外的に遡及による指定が認められる場合は、別途、遡及願を提出してください。

誓約書（介護機関用）

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

和歌山県知事 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所
氏名又は名称

（誓約項目）

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
- 26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
- 32 臨床研究法(平成29年法律第16号)

3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された介護機関の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る介護機関の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

別記第49号様式（第19条関係）

※
医療機関
介護機関
生活保護法指定
助産師
変更届書
施術者

次のとおり変更しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	指　　定　　番　　号	
	名　　　　称(氏名)	
	所　在　地(住所)	(〒　　　—　　　)
変 更 内 容	変　更　事　項 ※	医療機関等の名称 ・ 開設者の名称(氏名) ・ 開設者の住所 住居表示等 ・ その他()
	変　　　更　　　前	
	変　　　更　　　後	
変　更　年　月　日		年　　月　　日
委託患者等の措置状況		

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
届出者(開設者)
氏名

別記第50号様式（第19条関係）

※
医療機関
介護機関
助産師
施術者

※
休 止
廃 止

生活保護法指定
届書

※

次のとおり、休止 ・ 廃止 しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

指 定 等 医療機関等	指 定 番 号	
	名 称(氏名)	
	所 在 地(住所)	(〒 —)
※ 休 止 ・ 廃 止 年 月 日		年 月 日
※ 休 止 ・ 廃 止 の 理 由		
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		
再開の見通し(休止の場合)		

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
届出者(開設者)
氏 名

別記第51号様式（第19条関係）

※

生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

再開届書

次のとおり再開しましたので、生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第50条の2(生活保護法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	指 定 番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	(〒 —)
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

届出者(開設者)

氏 名

別記第52号様式（第19条関係）

生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届書

次のとおり生活保護法施行規則（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第14条第4項の規定により届け出ます。

指 定 等 医 療 機 関	番 号	
	名 称 (氏 名)	
	所 在 地 (住 所)	
処分の種類及びその年月日		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

届出者

氏 名

別記第53号様式（第20条関係）

※

生活保護法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

指定辞退届書

次のとおり生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）による指定を辞退したいので、生活保護法第51条（同法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指 医 療 機 関 等	指 定 番 号	
	名 称（氏 名）	
	所 在 地（住 所）	（〒 — ）
辞 退 年 月 日		年 月 日
委託患者等の措置状況		

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

届出者（開設者）

氏 名

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

事業所の名称		ヘルパーステーション〇〇														
事業所の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1234														
連絡先		電話番号	012-345-678				ファクシミリ番号	012-345-678								
管理者		和歌山 次郎(記載要領3を参照)						(生年月日 〇年 〇月 〇日)								
医療機関コード等		1 2 3 4 5 6 7 (記載要領4を参照)														
施設又は実施する事業の種類		事業等開始 (予定)年月日	既指定の 年月日		介護保険法の指定を受けている事業等 指定等年月日		介護保険事業者番号									
居宅介護	訪問介護		H25. 10. 1		H25. 10. 1		3	0	0	1	2	3	4	5	6	7
	訪問入浴介護															
	訪問看護															
	訪問リハビリテーション															
	居宅療養管理指導															
	通所介護															
	通所リハビリテーション															
	短期入所生活介護 ※2															
	短期入所療養介護 ※2															
	特定施設入居者生活介護 ※1															
	福祉用具貸与															
	夜間対応型訪問介護															
	認知症対応型通所介護															
小規模多機能型居宅介護																
認知症対応型共同生活介護 ※1																
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※1																
居宅介護支援事業																
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設 ※2															
	介護老人福祉施設 ※2															
	介護老人保健施設 ※2															
	介護療養型医療施設 ※2															
特定福祉用具販売																
介護予防	介護予防訪問介護	○	R3. 4. 1		H25. 10. 1		3	0	0	1	2	3	4	5	6	7
	介護予防訪問入浴介護															
	介護予防訪問看護															
	介護予防訪問リハビリテーション															
	介護予防居宅療養管理指導															
	介護予防通所介護															
	介護予防通所リハビリテーション															
	介護予防短期入所生活介護 ※2															
	介護予防短期入所療養介護 ※2															
	介護予防特定施設入居者生活介護 ※1															
	介護予防福祉用具貸与															
介護予防認知症対応型通所介護																
介護予防小規模多機能型居宅介護																
介護予防認知症対応型共同生活介護 ※1																
地域包括支援センター																
特定介護予防福祉用具販売																
入居に係る必要な利用料の額 (※1、※2の場合に記入)		※1 居住費(賃料) 円/月				※2 居宅の種類 () 居住費滞在費 円/日 食費 円/日										

令和3年 3月 31日

和歌山県知事 様

開設者が法人の場合は、生年月日の記入は不要です。
開設者が個人の場合は、生年月日を記入してください。

申請者

住所

社会福祉法人〇〇会

氏名

理事長 和歌山 一郎

(生年月日 年 月 日)

注意事項

- 1 この書類は、和歌山県知事あてに、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。
- 4 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業等について、該当する欄にすべて「○」を記入してください。
- 6 「既指定の年月日」欄は、すでに本法による指定を受けている事業等につき、その指定を受けた年月日を記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「18. 4. 1」と記載してください。
- 8 「入居に係る必要な利用料の額」欄は※1、※2の事業の指定の場合に限り、それぞれ区別して記載してください。
- 9 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を記載してください。
- 10 例外的に遡及による指定が認められる場合は、別途、遡及願を提出してください。

誓約書（介護機関用）

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

和歌山県知事 様 令和3年 3月 31日

下欄に掲げる生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所 ○○市○○1-2-3
氏名又は名称 社会福祉法人○○会 理事長 和歌山 一郎

（誓約項目）

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないこととの関係

申請者（開設者）名で記入してください。

- 1 第2項第2号関係
- 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。
- 2 第2項第3号関係
- 開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。
- ※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定
- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）

3 栄養士法（昭和22年法律第245号）

4 医師法（昭和23年法律第201号）

5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）

6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）

8 医療法（昭和23年法律第205号）

9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

11 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

13 薬剤師法（昭和35年法律第146号）

14 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

15 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）

16 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）

17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

18 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）

19 介護保険法（平成9年法律第123号）

20 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）

21 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）

22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
- 30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)
- 32 臨床研究法(平成29年法律第16号)

3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された介護機関の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る介護機関の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

記入例

別記第49号様式（第19条関係）

該当するものを○印で
囲ってください。

生活保護法指定
※
医療機関
介護機関
助産師
施術者
変更届書

生活保護法の指定番号を記入してください。
また、医療機関等指定の名称（氏名）と所在地
（住所）は、変更後のものを記入してください。

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定にお
合を含む。以下同じ。）第50条の2（生活保護法第54条の2第5
において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

指 定 等 医療機関等	指 定 番 号	○介〇〇-〇〇
	名 称(氏名)	ヘルパーステーション〇〇
	所 在 地(住所)	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇1234
変 更 内 容	変 更 事 項 ※	医療機関等の名称・開設者の名称(氏名)・開設者の住所 住居表示等・その他()
	変 更 前	訪問介護〇〇
	変 更 後	ヘルパーステーション〇〇
変 更 年 月 日		令和3年 5月 1日
委託患者等の措置状況		

医療機関の場合は健康保険法、
介護機関の場合は介護保険法
の変更日と同日を記入してく
ださい。

令和3年 5月 5日

変更日から10日以内に
届け出ください。

和歌山県知事 様

住 所 〇〇市〇〇1-2-3
届出者(開設者)
氏 名 社会福祉法人〇〇会
理事長 和歌山 一郎

記入例

別記第50号様式（第19条関係）

該当するものを○印で
囲ってください。

※
生活保護法指定
医療機関
介護機関
助産師
施術者
※
休 止
廃 止
届書

※

次のとおり、休止・**廃止**しましたので、生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第50条の2（生活保護法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

生活保護法の指定番号を記入してください。

指 定 等 医療機関等	指 定 番 号	〇介〇〇-〇〇
	名 称(氏名)	ヘルパーステーション〇〇
	所 在 地(住所)	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇1234
※ 休 止・ 廃 止	年 月 日	令和3年 5月 1日
※ 休 止・ 廃 止	の 理 由	従業員の確保が困難なため。
委託患者等の措置状況		近隣の事業所を紹介し、利用者が引き続きサービスの提供を受けることができるよう配慮しました。
再開の見通し(休止の場合)		

医療機関の場合は健康保険法、介護機関の場合は介護保険法の休止日・廃止日と同日を記入してください。

休止日・廃止日から10日
以内に届出ください。

令和3年 5月 5日

和歌山県知事 様

住 所 〇〇市〇〇1-2-3
届出者(開設者) 社会福祉法人〇〇会
氏 名 理事長 和歌山 一郎

第8 福祉事務所等との連携・協力について

1. 福祉事務所等との連携

介護扶助を給付するにあたっては、福祉事務所等は当該介護扶助を要する者の把握や他法他施策などの検討をする必要があります。円滑な介護扶助業務の遂行のため、福祉事務所等との情報交換などにおいて強固な連携・協力をお願いします。

2. 被保護者の異動の連絡

被保護者生活実態に変更があった場合は、被保護者の基本生活費の変更が行われる場合があります。このため、被保護者の異動が事前に又は判明した時点で、当該地区管轄の福祉事務所等に連絡をお願いします。

<被保護者の異動の例>

- ア 新たに介護保険施設へ入所した、施設から居宅生活となった。
- イ 居宅から医療機関へ入院した、医療機関から退院した。
- ウ 介護施設から医療機関へ入院した、医療機関から介護施設へ入所した。
- エ 初めて介護サービスを受けることとなった。
- オ ショートステイを利用することとなった。
- カ 福祉用具購入、住宅改修を希望している。
- キ その他、被保護者に異動がある時。

※ 本来、被保護者の生活実態に変更があった場合は、被保護者から福祉事務所等へ連絡することとなっていますが、被保護者が高齢や障害等により、事務所への速やかな連絡が困難である場合も想定されます。従って、被保護者の不利益にならないよう、指定介護機関からも福祉事務所等への連絡をしていただくようご協力をお願いします。

3. 居宅介護支援事業者への情報提供及び居宅介護支援計画の写しの交付要請

介護扶助の決定は、毎月被保護者から居宅介護支援計画の写しの提出を求め、これにより行うことが原則となっていますが、介護扶助の円滑かつ適切な実施のため、被保護者が希望する場合及び被保護者からの提出を持っては保護の迅速な決定に支障が生じるおそれがある場合には、福祉事務所は本人の同意を得た上で支援事業者に対し、直接、居宅介護支援事業者から計画の写しの交付を求めるとともに、適切な計画を作成するよう理解と協力を求めることとします。

詳しくは、「指定居宅介護支援事業者への情報提供及び居宅介護支援計画の写しの交付を求める際の手続きについて」（平成12年3月13日付厚生省社会・援護局保護課長通知）を参照して下さい。

第9 関係通知

1. 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

2. 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成12年4月19日 厚生省告示第214号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

前文（第6次改正）抄

〔前略〕令和2年10月1日から適用する。

第 10 県内福祉事務所等一覧

	福祉事務所	電話番号	所在地	管轄区域
市部	和歌山市福祉事務所	(073) 435-1061	〒640-8511 和歌山市七番丁23	和歌山市
	海南市福祉事務所	(073) 483-4111	〒642-8501 海南市南赤坂11	海南市
	橋本市福祉事務所	(0736) 33-1111	〒648-8585 橋本市東家1-1-1	橋本市
	有田市福祉事務所	(0737) 83-1111	〒649-0392 有田市箕島50	有田市
	御坊市福祉事務所	(0738) 23-5508	〒644-8686 御坊市藺350-2	御坊市
	田辺市福祉事務所	(0739) 26-4903	〒646-0028 田辺市高雄1-23-1	田辺市
	新宮市福祉事務所	(0735) 23-3340	〒647-8555 新宮市春日1-1	新宮市
	紀の川市福祉事務所	(0736) 77-2511	〒649-6492 紀の川市西大井338	紀の川市
	岩出市福祉事務所	(0736) 62-2141	〒649-6292 岩出市西野209	岩出市
郡部	海草振興局健康福祉部	(073) 482-5511	〒642-0022 海南市大野中939	(海草郡) 紀美野町
	伊都振興局健康福祉部	(0736) 42-3210	〒649-7203 橋本市高野口町名古曾927	(伊都郡) かつらぎ町・高野町・九度山町
	有田振興局健康福祉部	(0737) 63-4111	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	(有田郡) 湯浅町・広川町・有田川町
	日高振興局健康福祉部	(0738) 22-3481	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	(日高郡) 美浜町・日高町 由良町・印南町・日高川町
	西牟婁振興局健康福祉部	(0739) 22-1200	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	(西牟婁郡) 白浜町・上富田町・すさみ町 (日高郡) みなべ町
	東牟婁振興局健康福祉部	(0735) 22-8551	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	(東牟婁郡) 那智勝浦町・太地町・北山村
	東牟婁振興局健康福祉部 串本支所	(0735) 72-0525	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	(東牟婁郡) 串本町・古座川町